

# 社団法人 大阪府歯科衛生士会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第 1 条 この法人は、社団法人大阪府歯科衛生士会という。

### (事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府大阪市浪速区元町1丁目11番16号ヴォンジョルノ難波403号におく。

### (目的)

第 3 条 この法人は、歯科衛生士の資質の向上と倫理の高揚をはかり、もって府民に対する公衆歯科衛生の普及向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 歯科衛生士の資質の向上及び倫理の高揚に関する事業
- (2) 歯科衛生士教育の研究及び指導に関する事業
- (3) 会誌、会報、その他の印刷物の発行等、広報宣伝に関する事業
- (4) 公衆歯科衛生の普及及び予防に関する研究と指導の事業
- (5) 歯科衛生士の事業の発展充実に関する事業
- (6) 歯科衛生士の無料職業紹介に関する事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員)

第 5 条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

#### (1) 正会員

大阪府下に居住又は勤務する歯科衛生士で、この法人の目的に賛同して入会した者。

#### (2) 名誉会員

この法人に対し、特に功労があり、総会において推薦された者。

#### (3) 賛助会員

この法人事業を賛助するために入会した個人又は団体。

2. 前項第1号の規定により正会員として入会した後、大阪府下に居住又は勤務をしなくなった場合でも、引き続き正会員たることができる。

### (入会)

第 6 条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書に入会金及び該当年度の会費をそえて会長に申込み、理事会の承認を得なければ

ならない。

#### (会員の権利)

第 7 条 会員は、第 3 条に規定するこの法人の目的達成に寄与する研究又は調査の結果をこの法人に報告し発表することができる。

第 8 条 会員は、この法人の発行する会誌、その他の印刷物の配布を受け又は購入することができる。

第 9 条 会員は、この法人の事業に関し意見を述べることができる。

#### (会員の義務)

第 10 条 正会員は、所定の入会金及び会費をこの法人に支払う義務を負う。

2. 賛助会員は、所定の賛助会費をこの法人に支払う義務を負う。

3. 会費及び賛助会費の賦課及び徴収の方法については代議員会で定める。

4. 会員は、その氏名又は住所を変更したときは、速かにその旨を会長に届け出なければならない。

#### (退会)

第 11 条 会員がこの法人を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

2. この法人の会員は、次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

(1) 個人の場合は死亡したとき、団体の場合は解散したとき

(2) 歯科衛生士免許が取消されたとき

#### (除名又は戒告)

第 12 条 会員が次の各号のいずれかに該当するにいたったときは、代議員会の決議を経て、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の議決により、これを除名し又は戒告することができる。

(1) 歯科衛生士の品位を損するような行為をしたとき

(2) この法人の信用を失墜するような行為をしたとき

(3) この法人の秩序を乱す行為をしたとき

(4) 会費を納入しないとき

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、代議員会開催日の一週間前までに当該会員に対して、その旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

#### (抛出金品の不返還)

第 13 条 退会し又は除名された会員が、すでに納入した、会費その他抛出金品は返還しないものとする。

### 第 3 章 役員等

#### (種別及び選任)

第14条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 2名
- (5) 理 事 (会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む) 10名以上20名以内
- (6) 監 事 3名

2. 会長、副会長は、総会において正会員の中から選任する。

3. 監事は、総会において選任する。但し、監事のうち1名は正会員以外の者で且つ当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者とする。

4. 理事(会長、副会長を除く)は、正会員の中より会長が委嘱し、代議員会の承認を得るものとする。専務理事及び常務理事は理事の互選により定める。

5. 理事及び監事は、相互にかねることができない。

#### (職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときはあらかじめ会長の指名する順位に従い職務を代行する。

3. 専務理事は、会長の命を受けて専任事務を行なう。

4. 常務理事は、常務を処理する。

5. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

6. 監事は、民法第59条の職務を行なう。

#### (任期)

第16条 役員任期は、2年とし、再任を妨げないが、会長及び副会長は同一の職に引き続き3回をこえて就任することはできない。

2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

#### (解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

#### (顧問)

第18条 この法人に顧問若干名おくことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経、代議員会の承認により会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じ、又はこの法人の業務について意見を述べるができる。

#### (職員)

第19条 この法人に事務職員若干名をおく。

2. 職員は、会長が任免する。
3. 職員に関する規定は、理事会において定める。

#### (役員報酬)

第20条 役員報酬は、総会において定める。

### 第4章 会 議

#### (種別)

第21条 この法人の会議は、総会、理事会及び代議員会の3種とする。

#### (総会)

第22条 総会は、通常総会と臨時総会に分ける。

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

第24条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 寄附された金品の收受及び用途の報告
- (4) その他、この法人の運営に関する重要な事項

#### (開催)

第25条 通常総会は毎年2回開催する。

2. 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員もしくは総代議員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面を示して請求があったとき。
- (3) 監事が民法第59条第4号の規定により招集したとき。

#### (招集)

第26条 総会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号による場合は監事が招集する。

2. 総会の招集の通知は、開会の日の10日前までに、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を明示した書面を、会員名簿に記載してある正会員の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所をこの法人に通知したときはその場所)あてに、送付して行わなければならない。ただし、とくに緊急を要する場合であって、理事会において理事の3分の2以上の同意を得たときは、この通知を開会

の日の5日前までに行うことができる。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から1名選任する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第29条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

2. 会議の議決について特別の利害関係にある者は、議決権を行使することができない。この場合において行使することのできない議決権の数は出席者の議決権の数に算入しない。

(表決権及びその行使)

第30条 正会員は、総会において、おのおの1箇の議決権を有する。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第28条及び第29条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2. 代理人は、10名以上の正会員を代理することはできない。
3. 代理人は、代理権を証する書面を予め本会に提出しなければならない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員数及びその氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席正会員のなかから会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

(理事会)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

第34条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項

(3) 代議員会に付議すべき事項

(4) その他総会及び代議員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催及び招集)

第35条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を示して請求があったとき。

2. 理事会は、会長が招集する。

3. 会長は第1項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

4. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第37条 理事会の議事は、理事の過半数が出席しなければ、開会することができない。

(議決)

第38条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

2. 監事は、理事会に出席して質問し、又は意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第39条 理事会の議事録については、第32条を準用する。

(代議員会)

第40条 この法人に代議員会をおく。

2. 代議員会は、代議員をもって構成する。

第41条 代議員会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その総会の議決を要しない会務の執行に関する重要な事項

第42条 代議員は、正会員の中から別に定める方法により選任する。

2. 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3. 補欠代議員の選任は別に定める。

4. 代議員は、役員を兼ねることができない。

第43条 代議員会は、通常代議員会及び臨時代議員会とする。

2. 代議員会は、会長が招集する。

3. 代議員会の招集は、第26条を準用する。

第44条 代議員会の議事に関しては、第16条第2項及び第3項、第27条、第28条、第29条、第31条、並びに第32条の規定を準用する。

(委員会の設置)

第45条 会長は、会務の執行に必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

2. 委員会に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第5章 資産及び会計

### (資産の構成)

第46条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄附金
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

2. 用途を限って寄附された金品はその用途に用い、その用途が限られていないものは、総会の議を経て、用途を決する。

### (資産の管理)

第47条 資産は、理事会の議決により定める方法により会長が管理する。

### (経費の支弁)

第48条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### (予算及び決算)

第49条 この法人の事業計画及び収支予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 収支決算は毎会計年度終了後3ヶ月以内にその年度末財産目録及び事業状況報告書とともに、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

### (暫定予算)

第50条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2. 前項の収入、支出はあらたに成立した予算の収入、支出とみなす。

### (会計年度)

第51条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第52条 この定款は、総会において、総正会員の4分の3以上の同意を経て、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

### (散解及び残余財産の処分)

第53条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定に

より解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
3. 解散後の残余財産は、総会の議決を経、大阪府知事の承認を得て、この法人と類似の目的をもつ公益法人に寄付するものとする。

(委任)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、昭和56年3月31日までとする。
2. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第24条第1号及び第49条の規定にかかわらず、設立許可のあった日における大阪府歯科衛生士会のそれらによる。
3. この法人の設立当初の会計年度は、第51条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、その日を含む年度の末日までとする。
4. この定款は昭和55年5月2日より施行する。

1. この定款は昭和56年6月24日より施行する。

1. この定款は昭和59年12月21日より施行する。

1. この定款は、平成5年4月1日から施行する。

2. この定款の施行の際、改正前の定款第5条第2項の規定により会員となっている者は、改正後の定款第5条第1項の規定にかかわらず正会員とする。

1. この定款は、平成7年8月1日から施行する。

1. この定款は、平成10年10月8日から施行する。